

広島県警察本部告示第15号

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年6月30日

広島県警察本部長 森 本 敦 司

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示

広島県警察本部庁舎取締規程（昭和32年広島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庁舎取締りの所掌) 第3条 略 (1) 本部庁舎並びに別館基町庁舎南館及び北館 総務部施設課長（以下「施設課長」という。） (2) 略 (3) 別館基町庁舎西館 警務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。） <u>(4)～(9) 略</u> 2 略 (部隊の編成) 第8条 略 2 前項の部隊の編成及び運用は、本部庁舎並びに別館基町庁舎南館及び北館にあつては施設課長、別館基町庁舎西館にあつては留置管理課長、広島県運転免許センター庁舎及び広島県東部運転免許センター庁舎にあつては運転免許課長がつかさどる。	(庁舎取締りの所掌) 第3条 略 (1) 本部庁舎 総務部施設課長（以下「施設課長」という。） (2) 略 (3) 別館基町庁舎西館 警務部留置管理課長 <u>(4) 別館基町庁舎南館及び北館 地域部地域課長（以下「地域課長」という。）</u> <u>(5)～(10) 略</u> 2 略 (部隊の編成) 第8条 略 2 前項の部隊の編成及び運用は、本部庁舎にあつては施設課長、別館基町庁舎にあつては地域課長、広島県運転免許センター庁舎及び広島県東部運転免許センター庁舎にあつては運転免許課長がつかさどる。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。